新型コロナウイルス感染症

感染の疑いおよび濃厚接触が判明したときの対応（文科省通知等より）

令和２年４月２４日
甲府市立相川小学校

登校時に体温や健康状態を確認できないとき
教室に入る前に保健室で検温および健康観察を行う

発熱等のかぜ症状が見られる場合（出席停止扱い）
症状がなくなるまで自宅で休養していただく

登校後にかぜ症状が出現したとき
ご家庭に連絡をし、自宅で休養していただく
　＊帰宅するまでの間、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する

３７．５℃以上が４日以上　**倦怠感**　**呼吸困難**
帰国者・接触者相談センター（甲府保健所２３７－８９５２）へ相談するよう保護者に伝える

児童や教職員が濃厚接触者に特定された場合
感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間の出席停止とする（教職員も同様の扱い）

保護者の方から感染予防のために子どもさんを欠席させたいと相談があったとき
（１）保護者の方から欠席させたい事情をお聞きする
（２）学校で講じる感染症対策について説明し、ご理解を得るよう努める
（３）感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止として、欠席とはしない場合もありうる

「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」の柔軟な判断

児童や教職員が感染した場合
（１）医療機関から本人（家族）に診断結果が伝えられる
（２）医療機関から保健所に届け出がされる
（３）保健所が感染者本人へのヒアリングを行う（行動履歴等）
（４）保健所が学校において調査を行う（感染者の行動履歴・濃厚接触者の特定）
（５）臨時休業の必要性について、学校医や関係機関と相談の上、実施の有無、規模および期間について判断する
　・当該感染者の症状の有無　　・地域における感染拡大の状況
　・学校内における活動の態様　　・感染経路の明否　　・接触者の多寡

学校保健安全法第２０条　学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる

（６）当該感染者に対して出席停止の措置をとる（教職員も同様の扱い）

【出席停止期間】感染症が治癒するまで

【出席停止期間の留意事項】

＊学習に著しい遅れが生じることのないよう配慮する

＊児童の状況を的確に把握し、健康相談を実施したり、スクールカウンセラーを活用するなどして、心の健康問題に適切にとりくむ

＊発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染症に関する指導を行い、偏見や差別が生じないようにする